

中心市街地の活性化について（改訂継続）

1. 「中心市街地活性化計画」の策定について

昨年、桐生市は「桐生市版・立地適正化計画」を発表し、それにより、“コンパクトシティ＋ネットワーク”をコンセプトとした街づくりに着手いたしました。そこで、次のフェーズとして、早急にその計画の核となる「中心市街地活性化計画」を策定する必要があると考えます。

ここ数年来、桐生市と桐生商工会議所・商業部会、桐生商店連盟協同組合の三者間で、「中心市街地活性化計画」の策定を視野に入れた協議を進めてまいりましたが、現在は頓挫した状況です。まずは、再度三者が協議のテーブルにつき、より具体的な計画実現に向けての青写真を描く「中心市街地活性化協議会」の設置をしていただきますよう要望いたします。

桐生市は、特に中心市街地は、人口減少、高齢化が著しく、このままでは衰退の一途を辿ってしまいます。今や一時の猶予も許されません。

2. 行政機能のまちなか移転について

現在、市庁舎建て替えの計画が進んでいるようですが、現在地での建て替えでは何の経済効果も生まれません。そこで、中心商店街へ行政機能の一部移転（分庁）をすることで、交流人口を増やし活性化に結び付ける方策を検討していただきたいと思います。特に観光に関係する部署、商業振興に関する部署など、本庁舎にあるよりもむしろ街中にあった方がメリットもあるとおもいますので、ご検討いただきたく要望いたします。

3. 「桐生市版・空き家等特別措置法」の制定について

桐生市版・空き家等特別措置法を制定することにより、倒壊の恐れのある空き家の強制撤去が可能となり、更地にすることで再開発がしやすくなります。また、空き家は犯罪や火災につながる恐れもあり、地域の安全面においても、解体撤去することは有益であると考えられますので、早急に制定いただきますよう要望いたします。

4. コインパーキングの設置（復活）について

本町通りの商店にとって、駐車場が不足していることが大きな問題になっています。各商店街ごとに駐車場を設置し運営しているものの、やはり個店からの距離が遠いと利用者も限られてしまいます。

そこで、以前あったようなコインパーキングを設置するなど道路の片側に駐車できるスペースを確保することで、できるだけ店舗の近くに停車できるようにすれば、商店街の利用者も増えると思われます。

高齢者ドライバーにとっては、特に目的の店舗近くに駐車したいという希望も多く、高齢者に優しい商店街、街という意味でもぜひご検討していただきたく、要望いたします。

5. 商店街の街灯（アーケード照明）の電気代について

街灯費は、商店街各店の負担によって賄われています。ところが、年々商店数が減少する中、個店の負担は反比例して増えています。このままでは街灯を点灯することすら難しくなっておりまいます。

街灯は通りを照らし、防犯安全も目的としていることから、公共性の高いものでもあります。全額商店街の負担ではなく、一部の補助を行政にもお願いしたいと思ひます。

また、現在の照明器具をLED化する際の、工事費の一部を負担する制度の検討も同時にお願いいたしたく、要望いたします。

桐生市からの回答

1. 「中心市街地活性化計画」の策定について

「中心市街地活性化計画」の策定につきましては、平成30年6月4日付けで貴所並びに商店連盟協同組合の連名により「桐生市中心市街地活性化基本計画の策定並びに中心市街地活性化協議会組織化に向けて」として御要望をいただき、事務レベルでの意見交換を開始しているところであります。

本市では、本年3月に人口減少・少子高齢化が進行する中でも持続可能な都市を形成するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める「桐生市コンパクトシティ計画」を策定しました。また、現在、令和2年度を計画の初年度とする新たな総合計画及び総合戦略の策定を進めております。

本市といたしましては、こうした計画を踏まえるなかで、事業者や民間団体の自主的な取組を促進するため、中心市街地の活性化やまちづくりに関して貴所と継続的に協議を行ってまいりたいと考えております。

〔回答担当〕産業経済部産業政策課商業・金融係

2. 行政機能のまちなか移転について

平成31年3月に策定した桐生市庁舎整備基本方針では、交通の事情が良いこと、官公署などが集積しており利便性が高いこと、現在地以外では駐車場なども含めた必要なスペースの確保が困難であること、市有地の有効活用にもつながることなどを勘案し現在地における新庁舎建設が最も適しているとしております。

また、分庁方式につきましては、将来の人口規模を見据え、適正規模の庁舎にする必要があるため、市民の利便性を考慮しながら庁内組織の一部について既存の市有施設や民間施設への移転を検討することとしております。

なお、市庁舎の建て替えにつきましては、桐生市庁舎整備基本方針の内容を精査したうえで、合併特例債の活用期限などを踏まえながら早急に判断していきたいと考えております。

〔回答担当〕総務部総務課庁舎建設準備担当（内線番号221）

観光に関する部署などのまちなか移転につきましては、令和2年2月から群馬銀行桐生支店の施設をお借りして観光交流課の一部機能を移転し、（仮）観光情報センターの開設を

予定しております。

〔回答担当〕 産業経済部観光交流課観光・物産係

3. 「桐生市版・空き家等特別措置法」の制定について

倒壊の恐れのある空き家につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づき、市町村から特定空き家等に判定された後、行政指導により空き家の状態が改善されない場合には、行政代執行による特定空き家等の強制的な除却も可能となっています。

このことから、本市独自の条例を制定することは考えておりません。

なお、倒壊の恐れのある空き家を特定空き家等に判定する前には空き家の所有者などと十分な交渉が必要であることから、まずは除却助成の利用を促しながら、空き家の状況を改善するよう助言してまいりたいと考えております。

〔回答担当〕 都市整備部空き家対策室対策係

4. コインパーキングの設置（復活）について

昭和55年に設置されたパーキングメーターにつきましては、その後の稼働率の低下とパーキングメーターの更新時期などの関係もあり廃止されました。こうした経緯や、県が自転車ピクトグラムや矢羽根型の路面表示を進めていることなどから、パーキングメーターの復活はなかなか困難なものと考えられます。

公共交通担当部門や福祉担当部門など、庁内関係部局と連携して、高齢者の方の移動手段の確保などについて研究・検討してまいりたいと考えております。

〔回答担当〕 産業経済部産業政策課商業・金融係

5. 商店街の街灯（アーケード照明）の電気代について

防犯灯の意味合いもある「商店街の街灯」の重要性は十分認識しております。御要望にある「街灯のLED化」については、県市協調で実施している「商店街活性化支援事業費補助金」の補助対象にも含まれており、今年度は、桐生市本町六丁目商店街振興組合が当該補助金を活用して、アーケードの改修や照明器具のLED化に取り組んでおります。商店街団体などが整備を希望する場合は、補助金を受けられる可能性があります。

本市といたしましては、同補助金をはじめ様々な制度を活用する中で、支援してまいりたいと考えております。

〔回答担当〕 産業経済部産業政策課商業・金融係